

静岡県監査委員告示第14号

令和8年5月7日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和8年7月10日

静岡県監査委員	山下 和俊
静岡県監査委員	松本 早已
静岡県監査委員	増田 享大
静岡県監査委員	河原崎 聖

第1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1 星野 光央

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和8年5月7日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

静岡県議会議員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：県議会議員

A 1名 （議会事務局が支出行為を行った）

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

議員として

令和8年4月9日付け、公文書開示請求をされたA議員の報酬額について、
静岡県議会議員の報酬は「特別職の職員等の給与等に関する条例」第2条、期末手当は同第5条により規定されています。
条例に基づきA議員に報酬を支給しており、お問い合わせの期間の支給額は下記のとおりです。
。

令和6年6月～令和7年3月 月額834,000円×10月＝8,340,000円

令和7年4月～令和8年3月 月額865,000円×12月＝10,380,000円

令和6年6月期末手当 2,055,810円

令和6年12月期末手当 2,116,275円

令和7年6月期末手当 2,163,581円

令和7年12月期末手当 2,163,581円

合計 27,219,247円

令和8年4月20日付け、公文書開示請求をされたA議員に支払った旅費額について、お問い合わせの期間の各用務に係る旅費額は以下のとおりです。

※用務先は、いずれも静岡市葵区追手町です。

令和7年9月定例会 6,200円

令和7年12月定例会 8,080円

令和8年2月定例会 8,080円

計 22,360円

Aに支出した。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

適法に職務を行う議員の対価として、報酬が支出された。だが、それは適法に職務を遂行した場合にのみ適法である。それが法治国家である。静岡県は、法治国家日本の地方公共団体の1つである。

ところが、彼は、欠席ばかりである。欠席理由を証明する証拠の提出もない。治癒証明もない。虚偽を用いて、欠席を繰り返し、報酬を得続ける仕組みを作り出した可能性が有る。他の議員も同様の手口で、続くかもしれない。議員が追及しないのがその証拠である。後に続きたいのだろう。前例を作れば、後に続くものが出てきても、全く不思議ではない。

それに、ここ静岡県では、副業を行って懲戒免職されたとんでもない職員もいる。行政を監視すべき議会や議員も、その機能を果たさず、のうのうと生きている。行政監視を行い、議会の無能さをしてきた県民に対して、議長という立場を悪用し、唐突に県民を呼び出そうとした「横暴な権力者」も実在した。

議員が虚偽を用いない保証はない。

これは、違法である。なぜか。違法であるとは、地方自治法違反である。

最小の経費で、最大の効果 でなければならない。

議員が欠席でもいいなら最大の効果である。

しかし、最小の経費ではない。欠席分は、返納させなければ、最小の経費は実現しない。これを否定できる議員がいるのか。いるなら、同罪だ。同様のことをする気に満ちている。己も仮病をつかって、報酬をもらい続けるつもりに違いない。このような県民の行政監視に対して、権利

を妨害するなら、憲法違反のくそ公務員だ。

ただちに、公務から立ち去れ。出て行け。二度と県庁の敷居をまたぐな。

議員として「人前に出る」ということは、「人から評価される」ことを認識するからである。「どうみられるか」「どう感じるか」を認識できない者が、適法に公務を遂行できる理由がない。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した報酬及び旅費等が全て損害

平然と法令等を破るのが静岡県議会議員だと認識させ「静岡県行政の違法及び不当が、適切に監視されるわけがない」と全国民から馬鹿にされ、恥ずかしい思いをさせられているのが静岡県民である。

静岡県の損害は、静岡県民約345万人の損害である。職員らも静岡県民であるのだが、責任は誰にあるというのか。知事か、副知事か。議員か、職員か、県民か。大きな損害となる。

どのような措置を請求するのか。：静岡県が、

欠席した日数に応じて、受け取った報酬等を返還させよ。

議員が欠席する際には、自ら文書を出させよ。議会事務局職員に作らせるな。職員の貴重な時間を奪わせるな。給料泥棒である。

病欠なら、診断書を必ず添付させよ。医師には、診断書を請求すれば、出さなければならない法律がある。欠席議員が出せないなら、仮病だと確定させよ。議会は、そういう規則を直ちに制定せよ。

治癒したら、治癒証明書も提出させよ。完治ではないなら、経過報告書でもいい。ずるずるずる「治療等」と欠席して、報酬をもらい逃げする汚い輩を許すな。

1円も無駄にしない。そのために聖域をつくらないと副知事Bは言った。二枚舌ではないなら、この支出を聖域にしないこと。

上記を守れない議員名と行動記録を公表しろ。

2 請求者

住所 浜松市中央区雄踏町宇布見5211－1

氏名 星野 光央

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和8年5月5日

静岡県監査委員 様

※証拠資料等として後日提出する。

こんな事案、県民にとって、本当にむなくそ悪い。

- (注) 1 措置請求書原文に即して記載したが、A及びBは原文では実名が記載されている。
- 2 措置請求書の請求年月日は令和8年5月5日付けであるが、措置請求書が郵送により提出されたため、県に到達した令和8年5月7日付けで受付した。
- 3 令和8年5月8日に追加資料が別途提出された（内容は省略）。

3 請求人への質問に対する回答

令和8年5月14日に請求人に対して次のとおり回答を求めたところ、同日、次のとおり請求人から回答があった。

○1年を経過してから請求する正当な理由について

地方自治法において、住民監査請求については「財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されています。

支払日が1年を経過している報酬及び期末手当について、1年を経過してから請求することについて正当な理由がありましたら教えてください。

現在、私が知り得ている情報では、正当な理由はありません。

(注) 原文に即して記載した。

4 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求のうち令和7年5月7日以降の報酬等の支出に関する請求については財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和8年6月1日に受理することを決定した。

なお、本件措置請求のうち令和7年5月6日までの報酬等の支出に関する請求については、支出日から本件措置請求を受け付けた日までに1年を経過しているが、1年を経過して請求することに関する正当な理由があるかについて、上記3のとおり請求人に確認したところ、請求人から「正当な理由はない」との回答があったことから、当該部分については却下とし、監査を実施しないことを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書及び追加提出資料等の記載から、請求人は「県議会議員への報酬の支出は、議員が適法に職務を遂行した場合にのみ適法となるところ、Aは、欠席理由を証明する証拠の提出もなく、議会を欠席してばかりであり、虚偽を用いて欠席を繰り返した可能性があるため、Aが欠席した日数に応じてAが受け取った報酬等の返還を求めよ」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県議会事務局総務課
静岡県議会事務局議事課
静岡県総務部人事課

3 請求人の陳述

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたが、請求人は、陳述を行わなかった。

4 監査対象機関の意見書の提出

監査対象機関である静岡県議会事務局総務課及び議事課からは令和8年6月4日付けで、総務部人事課からは、令和8年6月5日付けで次の意見書が提出された。

(議会事務局総務課及び議事課)

意 見 書

1 欠席した日数に応じた報酬等の返還について

請求人は、「欠席した日数に応じて、受け取った報酬等を返還させよ。」として、支出した報酬、期末手当及び旅費について返還請求するよう主張している。

しかしながら、請求対象となっている令和7年5月7日から令和8年3月31日までに支払われた報酬等（以下「本件支出」という。）は、当該議員に対して、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）に基づき、同条例で規定された金額を支払ったものである。

また、旅費については、特別職給与条例に基づき公務のため旅行した場合にその旅行に要した費用を弁償するものであり、本会議の出席に際して当該旅行に要した費用を弁償したものである。

以上のことから、本件支出は、適正に支払われたものであり、欠席した日数に応じて報酬等の返還を請求することはできない。

2 欠席届の作成者について

請求人は、「議員が欠席する際には、自ら文書を出させよ。議会事務局職員に作らせるな。」と主張している。

しかしながら、議員の会議の欠席については、静岡県議会会議規則に基づき、同規則で規定された理由により、議長に対して欠席の届出を行ったものである。

この届出は、会議に出席できないことについて議長に届け出るためのものであり、議長あるいは議会の許可を求めるためのものではないことから、要件に適合した一定の事実を通知すれば足りるものである。

このため、欠席届については、議員本人等からの電話等による意思表示を受けて、議会事務局職員が作成する場合もあり得るものである。

3 欠席時における診断書の添付等について

請求人は、「病欠なら、診断書を必ず添付させよ。欠席議員が出せないなら、仮病だと確定させよ。議会は、そういう規則を直ちに制定せよ。」と主張している。

しかしながら、欠席届は、会議に出席できないことについて議長に届け出るものであり、静岡県議会会議規則に欠席届に診断書等を添付するとの規定もないことから、診断書を添付する必要はない。

4 治癒証明書又は経過報告書の提出について

請求人は、「治癒したら、治癒証明書も提出させよ。完治ではないなら、経過報告書でもいい。」と主張している。

しかしながら、静岡県議会会議規則には、議員が病気から治癒した場合や療養中に治癒証明書等を提出するとの規定はないことから、治癒証明書等を提出する必要はない。

5 議員名及び行動記録の公表について

請求人は、「上記を守れない議員名と行動記録を公表しろ。」と主張している。

しかしながら、前述のとおり請求人の主張にはいずれも理由がないことから、議員名と行動記録を公表する理由がない。

6 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由がないので、本請求を棄却する監査結果を求める。

(注) 意見書原文に即して記載した。

(総務部人事課)

意 見 書

欠席した日数に応じた報酬等の返還について

請求人は、「欠席した日数に応じて、受け取った報酬等を返還させよ。」として、支出した報酬、期末手当及び旅費について返還請求するよう主張している。

しかしながら、請求対象となっている令和7年5月7日から令和8年3月31日までに支払われた報酬等（以下「本件支出」という。）は、当該議員に対して、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）に基づき、同条例で規定された金額を支払ったものである。

また、旅費については、特別職給与条例に基づき公務のため旅行した場合にその旅行に要した費用を弁償するものであり、本会議の出席に際して当該旅行に要した費用を弁償したものである。

以上のことから、本件支出は、適正に支払われたものであり、欠席した日数に応じて報酬等の返還を請求することはできない。

（注） 意見書原文に即して記載した。

5 監査対象機関の意見等に対する請求人の反論

請求人からは、令和8年6月11日及び同月13日に意見書への反論が提出された（内容は省略）。

6 監査対象機関への調査結果（要旨）

令和8年6月8日に監査対象機関（議会事務局総務課、議事課）から、A（以下「当該議員」という。）の県議会における出席状況や当該議員への報酬等の支払等について聞き取りを行った。

また、同日、監査対象機関（総務部人事課）から、県議会議員への報酬等の支給に関する考え方等について聞き取りを行った。

それらの内容は、監査対象機関の意見書の内容を除くと、次のとおりである。

(1) 議会事務局総務課、議事課

- ・ 当該議員の令和7年5月臨時会から令和8年2月定例会までの本会議及び委員会の出席状況は、5月臨時会は出席なし、6月定例会は6月30日の委員会のみ、9月定例会は9月17日の本会議（開会日）と10月1日の委員会、12月定例会は12月1日の本会議（開会日）と同月15日の委員会、令和8年2月定例会は3月5日、同月6日の委員会と同月16日本会議（閉会日）に出席している。委員会は全てオンライン出席である。
- ・ 静岡県議会会議規則において、議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、議長に届け出れば欠席することができるものとされている。
- ・ 静岡県議会議員に対する議員報酬は、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号、以下「特別職給与条例」という。）第2条、期末手当は同条例第5条、旅費は同条例

第6条（費用弁償）に基づいて支払っている。

(2) 総務部人事課

- 令和7年度当時の特別職給与条例に、長期にわたって本会議及び委員会を欠席した議員に対する議員報酬の減額規定がなかった理由は、自治法第203条において、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないものとされており、議員報酬は、議員としての活動を保障するものとして支給されているからであると思われる。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 事実関係

ア 当該議員は、平成25年6月から現在まで静岡県議会議員の職にある者である。

イ 令和7年5月から令和8年3月までの間に開会された本会議及び委員会における当該議員の出席状況は、以下のとおりである。

区分	本会議・委員会出席日
令和7年5月臨時会	本会議 出席なし 委員会 開催なし
6月定例会	本会議 全6日中出席なし 委員会 全1日中1日出席（6/30）
9月定例会	本会議 全7日中1日出席（9/17） 委員会 全1日中1日出席（10/1）
12月定例会	本会議 全7日中1日出席（12/1） 委員会 全2日中1日出席（12/15）
令和8年2月定例会	本会議 全8日中1日出席（3/16） 委員会 全3日中2日出席（3/5、3/6）

※委員会は全てオンライン出席

ウ 当該議員には、令和7年5月分から令和8年3月分までの議員報酬、令和7年6月分及び12月分の期末手当、令和7年9月定例会、12月定例会及び令和8年2月定例会の本会議に出席した際の旅費が支給されている。

(2) 議員報酬の支給に関する規程等

普通地方公共団体の議員報酬については、自治法第203条第1項において、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないものとされ、同条第4項において、議員報酬の額及びその支給方法は条例で定めなければならないものとされている。

当該規定を受けて、本県においては、議員報酬の支給に関して特別職給与条例を定めており、令和7年度当時の規定は次のとおりであった。

○特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号、令和7年度施行時）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、特別職に属する職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬（議員報酬を含む。以下同じ。）又は給料、通勤手当及び期末手当（略）並びに費用弁償又は旅費並びに証人、鑑定人、参考人等の実費弁償等に関する事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 非常勤の特別職の職員には、報酬を支給する。（略）

2 報酬の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（報酬及び給料の支給）

第4条 報酬又は給料が月額で定められている特別職の職員の報酬又は給料は一般職に属する常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の給料の例により支給する。（略）

別表第1（第2条関係）

非常勤の特別職の職員の報酬

区分		報酬額
議員	議長	月額1,061,000円
	副議長	月額937,000円
	その他の議員	月額865,000円

また、議員が議会の会議を欠席する際の手続に関して、次のとおり定められている。

○静岡県議会会議規則（昭和31年静岡県議会規則）（抜粋）

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 （略）

(3) 議員の期末手当の支給に関する規程等

普通地方公共団体の議員の期末手当については、自治法第203条第3項において、普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができるものとされ、同条第4項において、期末手当の額及びその支給方法は条例で定めなければならないものとされている。

当該規定を受けて、本県においては、議員の期末手当の支給に関して特別職給与条例を定めており、令和7年度当時の規定は次のとおりであった。

○特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号、令和 7 年度施行時）（抜粋）

（期末手当）

第 5 条 議会の議員（以下「議員」という。）及び常勤の特別職の職員で 6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものには、期末手当を支給する。（略）

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（略）において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100分の100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100分の80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100分の60
- (4) 3 か月未満 100分の30

(4) 議員の旅費の支給に関する規程等

普通地方公共団体の議員の旅費については、自治法第203条第 2 項において、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるものとされ、同条第 4 項において、費用弁償の額及びその支給方法は条例で定めなければならないものとされている。

当該規定を受けて、本県においては、議員の期末手当の支給に関して特別職給与条例を定めており、令和 7 年度当時の規定は次のとおりであった。

○特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号、令和 7 年度施行時）（抜粋）

（費用弁償）

第 6 条 非常勤の特別職の職員が公務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 議員の費用弁償の額（外国旅行の宿泊料の額を除く。）は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

別表第 3 （第 6 条関係）

議員の費用弁償（外国旅行の宿泊料を除く。）

- 1 定例会若しくは臨時会、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席した場合の費用弁償

区分	費用弁償額
鉄道賃	議員の住居地から会議開催地までの経路について、時間、距離、費用等の事
船賃	

車賃	情に照らし合理的と認められる経路に基づき議長が認定した額
議長が別に認めるもの	
諸費（１日につき）	1,000円
宿泊料（１夜につき）	16,500円

2 判断

第４の１の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書及び追加提出資料等の内容から整理すると次のとおりである。

県議会議員への報酬の支出は、議員が適法に職務を遂行した場合にのみ適法となるところ、当該議員は、欠席理由を証明する証拠の提出もなく、議会を欠席してばかりであり、虚偽を用いて欠席を繰り返した可能性があるため、当該議員が欠席した日数に応じて当該議員が受け取った報酬等の返還を求めよ。

(2) 議員報酬の支給に関する違法性・不当性の有無

ア 自治法第203条の２第２項において、議員以外の非常勤の特別職の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給するものとされているが、同法第203条第１項においては、議員に対する報酬をその勤務日数に応じて支給するものとはされておらず、地方議会を欠席した場合に減額するものとはされていない。このことからすれば、議員報酬は、議員が地方議会に出席する等、議員としての具体的活動を行ったこと自体によって支給されるのではなく、議員としての身分ないし地位を有すること自体によって支給されるものと解されている。

したがって、普通地方公共団体は、自治法第203条第１項に基づき、議員としての身分を有している者に対しては、その者が地方議会に出席する等の議員としての具体的活動を行ったか否かを問わず、議員としての地位にあること自体により、議員報酬を支給すべき義務を負うものと解されている。

このように解すると、議会に出席できない状態にある議員にも議員報酬を支給することになるが、自治法第203条第４項において、議員報酬の額及び支給方法は条例で定めるものとされ、特に一定の場合に限定することなく、包括的に条例の定めるところによるとされているのであるから、議会に出席できない状態にある議員に対する議員報酬を減額する規定を設けることも、設けないことも、可能であるものと解されている。

そして、議会に出席できない場合に議員報酬を減額することができるとの規定が条例にない普通地方公共団体においては、普通地方公共団体の長の裁量により自由に議員報酬を減額することはできないものと解されている。なぜなら、普通地方公共団体の長の裁量により自由に減額することができるとすれば、自治法第203条第４項が、報酬の額及び支給方法について条例で定めなければならないとした趣旨を没却することとなるからである（以上、横浜地裁平成13年８月29日判決参照）。

イ 本県においては、議員報酬等の支給に関し、特別職給与条例が制定されている。同条例におい

ては、議員報酬の減額に関する規定はない。

すなわち、同条例第4条第1項においては、月の途中で特別職の職員になった場合や、月の途中で特別職の職員を離職した場合における報酬の額は日割りによって計算するものとされているが、議会を欠席した場合において報酬の額を減額する旨の規定はない。

また、同条例第4条第2項及び第3項においては、報酬が日額又は時間額で定められている特別職の職員や、教育委員会の委員等の報酬は、勤務の実績により支給するものとされているが、議員報酬について定められた第1項は、そのような規定にはなっていない。

したがって、本県においては、議員が議会に出席しない等、議員としての職責の一部を果たすことができない場合であったとしても、知事は、当該議員に対して、議員報酬を全額支払わなければならないこととなる。

上記1(1)アの事実関係のとおり、当該議員は、令和7年5月から令和8年3月までの間に於いて静岡県議会議員の職にあったことから、知事は、当該議員に対して、特別職給与条例に定められた金額を議員報酬として支給する法的義務があったのであり、本件議員報酬の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

なお、特別職給与条例は一部改正され、令和8年4月1日以降は、1つの定例会の開会日から閉会日までの間に開かれる議会の会議及び委員会の全てを欠席した議員に対する議員報酬及び期末手当の支給を一定の場合に制限する規定が設けられている。

(3) 期末手当の支給に関する違法性・不当性の有無

ア 普通地方公共団体は、条例に規定がある場合に、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができるものとされており（自治法第203条第3項）、普通地方公共団体が条例で期末手当を支給することとした場合、支給する期末手当の額及び支給方法についても、条例で定めなければならない（同条第4項）。

その場合に、議会に出席する等の議員としての具体的活動を行ことができない議員に対しても期末手当を支給することを条例で定めることができるか否かについては、その内容をどのようにするかのも条例に委ねるとというのが法の規定の趣旨であるため、議員の身分があれば期末手当を支給するという立場の条例を定めることも可能であるものと解されている。

期末手当を支給する旨の条例を定めた普通地方公共団体においては、その長は、条例に本会議や委員会を欠席した場合に手当の支給額を減額する旨の規定がない場合は、条例の定めに従い計算される額の期末手当を支給しなければならない、その裁量により自由に期末手当を減額等することはできないものと解されている（以上、横浜地裁平成13年8月29日判決参照）。

イ 本県においては、特別職給与条例第5条において、6月1日及び12月1日に在職する議員には所定の割合による期末手当を支給するものと定められており、期末手当の減額等に関する規定はない。

したがって、本県においては、議員が議会に出席しない等、議員としての職責の一部を果たすことができない場合であったとしても、知事は、規定された一定の時期に議員として在職している者に対し、条例に定められた計算方法に従い算定される額の期末手当を全額支払わなければならない

らないこととなる。

上記 1 (1)アの事実関係のとおり、当該議員は、令和 7 年 6 月 1 日及び同年12月 1 日の両日、静岡県議会議員の職にあったことから、知事は、当該議員に対して、特別職給与条例に定められた金額を期末手当として支給する法的義務があったのであり、本件期末手当の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

(4) 旅費の支給に関する違法性・不当性の有無

特別職給与条例第 6 条第 1 項において、非常勤の特別職の職員が公務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償することとされている。

上記 1 (1)イの事実関係のとおり、当該議員は、令和 7 年 9 月定例会、12月定例会及び令和 8 年 2 月定例会の本会議に出席していることから、知事は、当該議員に対して、特別職給与条例に定められた金額を旅費として支給する法的義務があったのであり、本件旅費の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

(5) 自治法第242条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

当該議員に対する議員報酬、期末手当及び旅費の支給については、いずれも違法又は不当ということとはできない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

3 結論

以上のことから、本件措置請求のうち令和 7 年 5 月 6 日までの報酬等の支出に関する請求については、請求期間の 1 年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため自治法第242条の所定の要件を欠いていることから却下する。

令和 7 年 5 月 7 日以降の報酬等の支出に関する請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。